

令和 3 年度政府予算概算要求に向けた個別要望事項

健保組合は、自主・自立の精神のもと、加入者への保険給付を行うだけでなく、健康づくり・疾病予防にも取り組み、世界に誇るべき我が国の国民皆保険制度の中核・けん引役としての役割を担っています。

しかしながら、健保組合の財政は、平成 20 年度の高齢者医療制度創設以来、10 年以上にわたる過重な拠出金負担によりひっ迫し、極めて厳しい財政状況と先が見えない中、解散を余儀なくされる組合が続出しかねない危機的状況にあります。

その上さらに、新型コロナウイルスの感染拡大の収束が見通せず、企業業績の悪化による賃金・賞与の減少とそれに伴う保険料収入の急減など、健保組合財政に過去に類を見ない甚大な悪影響が生じることも想定されます。

こうした状況において、団塊の世代が後期高齢者に入り始め、拠出金負担が急増する 2022 年を目前に控え、世代間の給付と負担のアンバランスを是正する観点から、高齢者医療費の負担構造改革は医療保険制度全体の喫緊の課題です。

介護納付金についても、今後さらなる給付費の増加が見込まれる中、制度の持続可能性を確保するため、給付の適正化、利用者負担のあり方を含めた制度全体の見直しを進め、現役世代の負担軽減を図る必要があります。

つきましては、新型コロナウイルスの影響を踏まえた今年度の緊急的な予算対応とともに、令和 3 年度の政府予算編成においては、健保組合の厳しい財政状況、現下の多大な悪影響が見込まれる状況に鑑み、以下の事項について特段のご配慮を賜りますよう要望いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症による健保組合の財政悪化に係る財政支援措置（新規・本年度分）

新型コロナウイルス感染症の発生・拡大により、国内の経済活動は急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。リーマン・ショックの影響があった2009年5月以来、約11年ぶりの悪化とされ、今後の先行きの見通しも立たず、より一層厳しい状況に陥ることが見込まれているところです。

そのため、企業業績の悪化による賃金・賞与の減少とそれに伴う保険料収入の急減など、健保組合財政にかつてない甚大な悪影響が生じることが見込まれております。

今回の災禍による健保組合の急激な財政悪化を防ぐため、介護保険分を含めて、本年度より必要な予算を確保し、支援措置を早期に実施することを要望いたします。

2. 高齢者医療のための拠出金負担に対する財政支援措置等（継続・拡充）

（1）拠出金負担等に対する財政支援

令和2年度における健保組合全体の拠出金負担は、合計約3兆5,376億円（前年度比3.2%、約1,094億円増）に上ります。前期高齢者納付金は前期高齢者の給付費増等により5.7%、約826億円増、また後期高齢者支援金は後期高齢者数や医療給付費の増により1.4%、約268億円増となり、拠出金負担が依然組合財政を圧迫しています。

一方、2年度の高齢者医療運営円滑化等補助金は、拠出金負担の重い保険者への財政支援策として既存分が約120億円、前期高齢者納付金の伸び等に対する負担軽減策として新規分が約600億円（指定組合に対する支援7.9億円および急増分含む）計上され、前年度とほぼ同額の計720.4億円となっています。

本補助金の拡充に関しては、平成27年の国保法等改正案の国会審議における参院厚生労働委員会の附帯決議ではその財源の確保に努めること等が盛り込まれています。さらに、31年4月12日の健康保険法等改正法案の国会審議における衆院厚生労働委員会の附帯決議でも、財政状況が厳し

い健保組合等に対する必要な支援を検討することとされています。また本補助金は、社会保障・税一体改革における「社会保障の充実」に該当する項目であります。

つきましては、健保組合に対する財政支援を継続・充実させるため、令和3年度も2年度と同様に720億円の予算額を確実に確保するとともに、負担増に見合った補助額の拡充を強く要望いたします。

また、団塊世代が後期高齢者へ移行し始める2022年から一層の拠出金負担増が見込まれることから、全世代型社会保障検討会議の中間報告で示された後期高齢者の2割負担導入について、現役世代の負担軽減に確実につながる範囲とするなど、改革工程表2019における給付と負担の見直しと併せて早期に検討し、着実に実施することを要望します。後期高齢者医療制度の現役並み所得者の給付については、公費負担がされておらず、その点の見直しも要望いたしますが、現役並み所得者の範囲の見直しをする場合は、少なくとも拠出金負担の増が生じることがないように要望します。

併せて、平成29年度から導入された特別負担調整による拠出金負担軽減については、拠出金負担の重い保険者の範囲を拡大すること（元年度は上位7.64%、義務的経費に占める拠出金の割合50.0%超）、および現状の国費100億円を増額、もしくは負担軽減分全額を国費負担とすることを要望いたします。

なお、介護納付金負担に対する財政支援については、令和2年度は同年度限りで31億円が措置されましたが、介護給付費の増大、総報酬割等に伴う負担増の緩和へ、負担軽減措置の継続・拡充を要望いたします。

（2）財政窮迫組合に対する支援

指定組合等の財政窮迫組合においては、平均年齢の上昇による医療費の増加、高齢者医療への拠出金の増大等による影響に加え、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う休業等による総報酬額の減少により更なる財政悪化が予想されます。また、協会けんぽの平均保険料率が当面据え置かれることが見込まれるなどにより、さらに解散組合が増加する可能性があります。

つきましては、財政窮迫組合に対する保険給付費等への財政支援に必要な予算額を確保していただくよう要望いたします。

また、保険財政の運営に課題を有し、保険者機能を十分に発揮することが困難な健保組合を対象に措置された「保険者機能強化支援事業」補助金（18.4億円）については、3年間の時限措置となっております。保険財政

の安定化や保険者機能の強化は、短期間で実現可能なものではないため、財政支援の継続と補助要件の緩和を強く要望いたします。

3. ICT化への対応に関する財政支援措置（継続・拡充）

オンライン資格確認やマイナポータルを活用した特定健診データ、医療費・薬剤情報等の閲覧等を内容とする「オンライン資格確認等システム」については、令和2年度中の稼働に向けて、現在構築が進んでいますが、現下のシステム構築の進捗状況および運用面での取り扱いに関する検討状況等を十分に考慮し、くれぐれもスケジュールありきの制度導入にならないよう、また令和3年度における必要なシステム改修等に係る費用についての予算の確保をお願いいたします。

健保組合においては、オンライン資格確認への対応に加えて、国の社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化の方針に基づき、行政機関と同様に令和2年度から電子申請環境の整備が求められています。今後は、対象手続きの拡大も想定されていることから、健保組合における業務も的確に対応する必要があります。そのため、電子による申請の受理から決裁、電子文書保存および行政監査までを見越した健保組合業務における電子化に向けた必要な予算の確保を要望いたします。

ここ数年、国を挙げたデジタル化・ICT化施策が進められている中で、われわれ医療保険者システムも多大な影響を受けており、さらに、情報連携・オンライン資格確認等システムの運営経費等の新たな負担が発生してきています。加えて、このたびの新型コロナウイルス感染症対策において求められた業務継続のためのテレワーク環境の整備等の課題もあります。今後もこうした流れの中で、健保組合に求められている社会的役割の発揮に向け、健保組合のシステム改修が必要となる場合には、支援のための予算の確保をお願いいたします。

また、今後、新たなICT施策との連携等により、現状の情報連携・オンライン資格確認等システムの機能等が拡大される場合には、当該システムの運営経費等の負担について、健保組合等の保険者に負担転嫁することのないよう、強く要望いたします。

4. 特定健診・特定保健指導およびデータヘルス推進のための措置（継続・拡充）

（1）特定健康診査・特定保健指導の実施に要する費用補助

健保組合が実施する特定健診・特定保健指導に要する費用補助は、実施率などの実績が伸びるにつれ、交付率が乗じられ大幅に減額されています。国が掲げる第3期の目標（特定健診実施率：単一90%、総合85%・特定保健指導実施率：単一55%、総合30%）達成に向け、特に課題である被扶養者の特定健診・特定保健指導の受診率向上の取り組みに大きな影響を及ぼすことから、市町村国保への特定健診等の国庫負担と同率（3分の1）の補助金予算の確保を要望いたします。

（2）共同設置保健師等によるデータヘルス・共同保健事業推進に係る費用補助

現在、健保組合はデータヘルス計画の一層の推進（ポータルサイトの運用・改修含む）や、健康経営、コラボヘルスの促進等、政府が掲げる健康寿命の延伸に向け、様々な健康施策を講じております。今後、これら施策の拡充には、高い専門性を有する医療専門職を活用した保健事業の基盤強化が必要ですが、厳しい財政状況により保健師等専門職を雇用できない健保組合が多く存在します。

こうした状況を踏まえ、本会としては、本部と都道府県連合会の連携による共同設置保健師等を中心とした共同保健事業（保険者機能基盤強化事業および組合運営サポート事業を含む）を推進しております。これら事業の円滑な実施、強化、さらなる拡大に向け、令和3年度予算における補助金予算の確保を強く要望いたします。

5. 事務費負担金の増額措置（継続）

健保組合においては、医療費や拠出金等の義務的経費が増加する中で、オンライン資格確認への対応のほか、制度改正対応による業務量の増大等により、事務負担が年々増加しております。

つきましては、健保組合の事業の円滑な運営に向け、事務費負担金予算の増額を要望いたします。

6. 災害臨時特例補助金（継続）

平成 23 年 3 月の東日本大震災に伴う東京電力福島原発事故による帰宅困難区域等の住民である被保険者等の一部負担金の減免に要する費用を対象に、令和 2 年度は前年度の予算とほぼ同額の約 2.6 億円が措置されています。

3 年度に向けては、2 年度の健保組合からの交付申請の状況や今後の見通し等を十分に把握されたうえで、必要に応じて補助金を継続されることを要望いたします。